

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 菊池市農業委員会

I 農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 2,885 |
| 自給的農家数 | 706 |
| 販売農家数 | 2,179 |
| 主業農家数 | 820 |
| 準主業農家数 | 409 |
| 副業的農家数 | 950 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 3,740 |
| 女性 | 1,573 |
| 40代以下 | 557 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 654 |
| 基本構想水準到達者 | 177 |
| 認定新規就農者 | 51 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 33 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 33 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 3,750 | 2,150 | | | 5,900 |
| 経営耕地面積 | 3,050 | 1,944 | 1,528 | 322 | 4,994 |
| 遊休農地面積 | 9.7 | 22.7 | | | 32.4 |
| 農地台帳面積 | 3,698 | 3,670 | | | 7,368 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3 年 3 月 21 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | — | 13 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 5 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 1 |

※現在の体制を記載すること

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 30 | 30 | 30 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|--------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 5,900 ha | 3,237 ha | 54.9 % |
| 課 題 | ○山間地や中山間地はもとより、平坦部における農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が進んでいることから、集積率の低下が懸念される。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | |
|------|---|--|
| 目 標 | 集積面積 | 3,900 ha (うち新規集積面積 200 ha) |
| | 目標設定の考え方 | ○平成30年度に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく数値目標を設定 |
| 活動計画 | ○農業委員会だより及びHP等の活用により、農地の利用・集積に関する制度のPRに努める。 ○認定農業者協議会の総会等において、農地中間管理事業等の周知を行うことにより、農地利用の集積・集約化の促進を図る。 ○年間を通して、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地の掘り起しを行い、担い手への「あっせん」を促進する。 | |

※1 集積目標は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転された農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|----------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
| | 10 経営体 | 6 経営体 | 6 経営体 |
| | 平成29年度新規参入者が取得した農地面積 | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 4.7 ha | 5.9 ha | 5.9 ha |
| 課 題 | ○市農政課やJA等の関係機関・団体と連携しながら、新規参入者の農地・資金・営農技術等に係る支援体制の整備・強化を図る必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右側が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|------|
| 参入目標数 | 10 経営体 | 参入目標面積 | 6 ha |
| 活動計画 | ○9月 市農政課やJA等の関係機関・団体と連携し、県主催の「新規就農支援大会」に合わせて、新規就農希望者向けの相談会を実施する。 ○通年 新規就農希望者の個別相談に応じ、農地情報の提供等を行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 5,932.4 ha | 32.4 ha | 0.5 % |
| 課 題 | ○山間地・中山間地における農業者の高齢化や後継者不足が顕著であることから、更なる遊休農地の発生が懸念される。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|-----------|---|--|--------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 5 ha | | | |
| | 目標設定の考え方 | ○自主解消や耕作放棄地解消対策事業の活用により解消可能な面積を設定 | | |
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 55 人 | 7月～8月 | 9月～10月 |
| | 調査方法 | ○農地台帳・航空写真を基に、農業委員及び農地利用最適化推進委員が日頃から農地の巡回パトロールを行うとともに、事務局職員との調査を併用することによって、農地全筆の調査を実施する。 | | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| | 11月～12月 | 1月～2月 | | |
| その他 | ○農業者へ「耕作放棄地解消対策事業」等の活用を促すことによって、遊休農地の解消を図る。 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 5,900 ha | 0 ha |
| 課 題 | ○農地所有者に対する農地転用に係る制度・手続き等の周知徹底 ○違反転用の早期発見に努めるとともに、違反者に対する速やかな是正指導を行う必要がある。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | ○農業委員会だより及びHP等の活用により、違反転用についての周知を図る。 ○農業委員及び農地利用最適化推進委員による日頃からの巡回・指導により、違反転用の早期発見及び未然防止に努める。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入